

やまなしスタートアップ支援拠点調査業務委託仕様書

1 業務の名称

やまなしスタートアップ支援拠点調査業務

2 目的

本業務は、スタートアップ企業の県外からの誘致・定着・成長、県内からの創出・成長を促進するための支援施策を提供する場として「やまなしスタートアップ支援拠点（以下「やまなし拠点」という。）」を構築するにあたり、拠点施設として提供すべき機能や設備等を整理し、社会の変容などを見据えた基本計画を策定することを目的とする。

3 業務履行期限

契約締結日から令和5年3月31日

4 改修施設（候補）の概要

名 称	山梨県立青少年センター本館
所 在 地	山梨県甲府市川田町517
構 造	鉄筋コンクリート造／5階建
面 積	延べ面積：2,543.31㎡、建築面積：548.82㎡

※山梨県立青少年センター本館以外の県有遊休施設との比較検討を行い、拠点として最適な施設について、基本計画案を作成する。

〈比較検討を行う施設〉

名 称	国際交流センター本館
所 在 地	山梨県甲府市飯田2-2-3
構 造	鉄筋コンクリート造／4階建
面 積	延べ面積：2,448.36㎡、建築面積：738.50㎡

5 業務内容

(1) スタートアップ支援拠点構築の基本計画案作成にあたり前提の検討

- ① 県内外のスタートアップ企業、支援団体へのヒアリング調査を実施し、意見・要望を把握すること
- ② 上記4に記載の改修施設で比較検討を行い、拠点として最適な施設を提案すること
- ③ スタートアップ支援拠点の先進類似事例を調査すること
- ④ やまなし拠点の周辺環境を調査し、課題とニーズを把握すること

※①及び③の調査対象については、事前に県と協議を行うこととし、スタートアップ企業及び支援団体15社以上、先進類似事例5社以上を調査すること

- (2) スタートアップ支援拠点整備の基本計画案の作成
 - ① 上記(1)を踏まえ、やまなし拠点の施設全体のコンセプト・運営計画を策定すること
 - ② 各フロア・外構のコンセプト・用途プランを設計すること
 - ③ 再生可能エネルギー設備の導入や建物の省エネ化の手法などを提案すること
- (3) 各改修図面の作成
 - ① コンセプトや運営計画を把握したレイアウト・ゾーニングを作成（3案）すること
 - ② 内装デザインや空間イメージの3Dパース（各フロアごとメイン1カット以上）を作成すること
- (4) 概算工事費の算出
 - ① 各改修案（上記(3)①で作成）に基づき、建物、内装及び外構の改修、並びに設備の改修・更新に要する概算工事費を算出すること
 - ② ①のうち県が指定する改修案について、新たに建設する場合の概算工事費を算出すること（ただし、建物の規模・工法などは同一でなくてよい）
- (5) やまなし拠点運営に係る提案
 - ① やまなし拠点運営に係る体制や人員計画、運営のレギュレーションを提案すること
 - ② スタートアップ・コミュニティ形成の方針と機能を提案すること
 - ③ やまなし拠点で実施するイベントなどコンテンツについて提案すること
 - ④ マーケティングやPR方針などを提案すること
 - ⑤ 拠点運営に係るランニングコストを算出すること

6 成果品、納品方法

- (1) 受託者は、下記のとおり成果物を作成し、令和5年3月31日までに納品すること
 - ① 基本計画書
上記5(1)～(5)に記載の各種調査結果や提案など
 - ② 基本計画図
各改修案の平面図、立面図
 - ③ 概算工事費
- (2) 成果物の様式は、紙媒体3部及び電子ファイルとする。
- (3) 成果物は契約満了日までに持参すること。

7 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了にあたり次の書類を提出しなければならない。

- ① 主任技術者（経歴書を添付すること）
- ② 実施計画書
- ③ 工程表
- ④ 完了届

8 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与する。また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却する。

なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取扱および保管に十分注意すること。

9 関係部署へのヒアリング等について

関係部署へのヒアリング等が必要な場合は、事前に委託者に申し出ること。

10 報告・協議

本業務の遂行にあたっては、随時委託者に報告しながら進めること。また、疑義や問題点については、その都度委託者と協議し、効率的かつ迅速な対応に努めること。

11 成果品の帰属

本業務における成果品は全て委託者に帰属し、受託者は委託者の許諾なく他に公表、貸与または使用してはならない。

12 成果の補足、修正

業務完了後、受託者の過失または疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により、補足および修正を行うこととし、その費用は受託者の負担とする。

13 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

14 注意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施することとする。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。なお、承諾を得て再委託した場合は再委託契約書の写しを後日提出すること。